

(公印省略)
令和6年3月22日

川西市議会議長
大崎 淳 正 様

建設常任委員長
大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

1 . 議案第 2 1 号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等の制定に伴い、手数料を改定するため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本案は、現在、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模修繕となる省エネ改修等を行う場合には、現行基準の適用により省エネ改修等自体が困難となる場合について、安全上等に支障がないと認められるときは、現行の規定を適用しないことで、省エネ改修等の導入促進の妨げとならないようにするものと認識しているが、市として期待する効果を伺いたい。また、こうした認定を行うことにより、新たなトラブルが起こる懸念はないのか伺いたい。

答 現在のところ、窓口において、接道義務や道路内建築制限の免除がないことを理由に省エネ改修等ができないという相談はほとんどない状況であることから、その効果は不透明であると考えている。また、認定によるトラブル等に対しては、今後作成を予定している認定基準について、国や近隣市の動向等も踏まえ、適正なものとしていきたい。

問 認定に係る審査手数料を 2 万 7 0 0 0 円としている点について、金額設定の根拠を伺いたい。

答 今回制定しようとする金額は、兵庫県や近隣市の手数料とも整合を図っており、建築基準法における類似の認可制度と同額の 2 万 7 0 0 0 円に設定しているところである。

特記事項

配付資料あり (1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等に伴う建築基準施行令の改正について ほか)

審査結果 原案可決 (全員賛成)

2. 議案第22号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンション管理計画の認定手続に係る手数料を定めるため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 配付資料によると、国から示されている審査・事務手続に要する時間を踏まえ、新規・更新申請の審査・事務手数料を4000円に設定している旨が記されているが、近隣他市では、申請に係る手数料を制度が定着するまでの一定の期間、無料とする事例があると認識していることから、本市においても手数料の無料化を検討したのか伺いたい。

答 手数料の考え方について、認定事務は実費弁償の性格を有することから、基本的には手数料が必要と考えている。近隣他市においては、分譲マンションに関する課題の適正化を推進するため、手数料を一定期間無料とする事例があることは認識しているが、本市においては、阪神間で分譲マンションが最も少なく、アンケートや現地調査により問題があるマンションはないと判断していることから、審査手数料の無料期間を設ける必要はないと考えている。

問 当該認定制度については、十分に浸透しているとは言えない状況であると考えことから、制度の周知方法について伺いたい。

答 当該制度の周知について、セミナーや相談会も実施しており、今後はホームページ等で周知するほか、市内全ての分譲マンションの管理組合に対して、郵送で制度の案内文書を定期的に送付するなど、適宜PRをしていきたいと考えている。

特記事項

配付資料あり(1 趣旨 ほか)

審査結果 原案可決(全員賛成)

3. 議案第23号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、川西市公共施設等総合管理計画審議会を設置するため、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 公共施設等総合管理計画を改定するに当たり、本案で新たに設置しようとする川西市公共施設等総合管理計画審議会に関して、その構成等の詳細及び当該計画改定に

<p>係るスケジュールを伺いたい。</p> <p>答 当該審議会については、現時点では、学識経験者と市民の5名程度で構成し、約5回の開催を想定している。また、当該計画改定のスケジュールについては、令和6年6月頃に審議会を立ち上げ、検討を重ねた上で年内に素案を確定し、令和7年1月から3月にかけてパブリックコメントを経て改定する予定である。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第24号 川西市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するにつき、議会の議決を求めるもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 本案に関連する法改正により、水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省へ、水質または衛生に関する水道行政が厚生労働省から環境省へ変更される点について、国土交通省への移管には、下水道と他の社会資本と一体的な整備を進める水道整備・管理行政の機能強化を図る目的があると認識しているが、その影響について市の見解を伺いたい。また、水道法第1条に規定する法の目的は担保できるのか、あわせて伺いたい。</p> <p>答 これまでに、厚生労働省により水道整備・管理行政に関する説明会が4回開催されているが、現在のところは国の体制等に関する情報のみであり、具体的な取り組みは不明な状況であるため、今後も国の動向を注視しながら適宜対応していきたい。また、今回の法改正で水道法第1条が改正されたわけではないので、所管官庁が変わっても法の目的が変わることはないと認識している。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5．議案第25号 令和5年度川西市一般会計補正予算（第11回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳出第2款総務費のうち第1項総務管理費第6目財産管理費 公有地管理事業及び資産有効活用事業、第7目公共施設マネジメント費。第8款土木費のうち第3項都市計画費第4目下水道費を除く全部。</p>
<p>質疑の概要</p>

(1) 第 1 表 歳出

第 2 款 総務費

質疑なし

第 8 款 土木費

問 道路改良事業において、御社橋拡幅整備事業の事業進捗の遅れにより負担金、補助及び交付金を 6 9 2 3 万 7 0 0 0 円減額しようとしている点について、詳細を伺いたい。

答 同事業進捗の遅れについては、用地交渉において、税務署協議が長引いたことや、物件の移転、除去に一定の期間を要したことによるもので、全体の工程の中で十分収まる範囲内であり、安全を見越して次年度へ予定を遅らせるものである。

問 地籍調査事業において、委託料で入札差金等が生じたことにより 6 0 0 万円を減額しようとする点に関して、黒川地区における地籍調査の進捗状況を伺いたい。

答 黒川地区は非常に広大な地域であることから、4 地区に分割して地籍調査を実施しており、現在、その内の 1 地区の調査が完了間近の状況である。なお、黒川地区全体では、今後、2 年から 3 年程度で調査を完了する見込みである。

問 建築指導事業において、負担金、補助及び交付金で、小規模多数利用建築物耐震診断助成事業補助金の交付申請がなかったことに伴い予算額 2 4 5 万 2 0 0 0 円を減額している点について、市の見解を伺いたい。

答 当該補助金の申請がなかった要因については、建物所有者等にアンケート調査を実施するなど、当該申請に関する啓発活動を行っているものの、耐震診断や改修には多額の費用を要することから申請には至らなかったものと考えている。一方で、多数利用建築物の耐震化率については、平成 2 7 年度は 8 7 % であったが、令和 5 年度では 9 5 . 4 % と非常に向上している状況であるため、耐震改修促進計画の目標値である 9 7 % を目指してさらなる啓発に努めていきたい。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

6 . 議案第 2 9 号 令和 5 年度川西市用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 回）

議案の概要

用地購入費及び市債の減額並びに基金積立金の増額により、歳入歳出予算に 1 万 1 0 0 0 円を追加し、予算額を 1 1 億 9 8 2 3 万 2 0 0 0 円とするほか、繰越明許費の補

正に加え、地方債の限度額を5億9730万円から5億7150万円に減額しようとするもの。

質疑の概要

問 用地先行取得費において、今年度中の執行が見込めない都市計画道路見野線に係る土地購入費等について、4313万3000円の繰越明許費を設定しようとしている点に関して、当該事業の進捗状況を伺いたい。

答 見野線改良事業に係る用地買収の進捗については、一般会計と特別会計を合わせて約8割から9割を達成しており、残りは1割程度の状況となっている。

答 見野線における進捗状況については、現在のところ、事業費換算で翌年度に繰り越すものを除き35%程度の状況である。また、市道12号及び見野線の事業に係る全体の延長としては570メートルあり、5年度の工事発注は181メートルであることから、残る3分の2程度の延長について、6年度中に事業を完了させる考えである。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第30号 令和5年度川西市水道事業会計補正予算（第2回）

議案の概要

業務の予定量の補正、集合住宅等の給水申請件数の増による分担金の増額などに伴う収益的収入及び支出の補正、改良工事費の減額などによる資本的収入及び支出の補正、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、他会計からの補助金の補正。

質疑の概要

問 業務の予定量の補正において、職員数を3名減の36名としている点については、業務体制の再編によるものと認識しているが、詳細を伺いたい。

答 上下水道局では、これまで約30年にわたり株式会社川西水道サービスとともにやってきた水道事業に係る維持修繕業務に関して、同社と当局との業務の役割分担等について見直しを行った結果、当該業務を同社に一本化することとなったものである。これに伴い、職員2名を同社へ退職派遣するとともに、給排水設備課を廃止することとなったため、職員数を3名減としているものである。

問 受託工事収益において、開発による受託工事が不要となったことに伴い2437万5000円を減額している点について、詳細を伺いたい。

答 当該補正については、舎羅林山の開発に関連して予定していた工事が、計画給水量等の変更により不要となったことから、減額補正しようとするものである。

特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

8．議案第31号 令和5年度川西市下水道事業会計補正予算（第2回）

<p>議案の概要</p> <p>業務の予定量の補正、雨水処理負担金の減額などによる収益的収入及び支出の補正、社会資本整備総合交付金の減額に伴う国庫補助金の減額などによる資本的収入及び支出の補正、他会計からの補助金の補正、利益剰余金の処分の補正。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 国庫補助金において、内示額の減により9465万円を減額している点について、事業実施への影響を伺いたい。また、当該補助金に関して、当初予算計上時において内示での一定の減額を見込んで計上しているものか伺いたい。</p> <p>答 内示額の減に伴う影響については、雨水事業に関しては、新下水道ビジョンの計画どおりに実施する考えであり、汚水事業に関しては、ストックマネジメント計画に基づき、点検業務等のできるだけ影響の少ないものを延期しているところである。</p> <p>また、当該補助金は、ストックマネジメント計画に基づき当初予算に計上しているものであるが、その内示率に関する過去からの推移について、平成30年度から令和3年度はほぼ満額の内示であったが、令和4年度は約67%、5年度は約70%の状況となっており、県下においても同様の内示率である旨を確認していることから、今後も同様の傾向が続くものと考えている。</p> <p>答 当初予算計上時において、内示での減額は見込んでいないものの、内示で減額となった部分については、入札差金等の活用を行っていることから、事業計画には大きな影響はないものと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>